

性に関する指導の手引

～学校における性に関する指導の考え方・進め方～

香川県教育委員会

令和6年3月

はじめに

学校における「性に関する指導」は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、性に関する諸課題に子どもたちが適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校の教育目標のもと、家庭や地域社会と連携を図りながら、児童生徒の実態や社会の変化等を踏まえ、学校教育活動全体を通じて効果的に進めていく教育です。

インターネットを中心とした性に関する情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境は、近年大きく変化しており、子どもたちが性犯罪・性暴力の被害者となる事件が増加しています。子どもたちが性犯罪・性暴力の被害に遭わないためには、性に関して正しく理解するだけでなく、有害な情報を的確に判断し、行動できるようになることが大切です。そのためにも、学校では、性に関する課題と直面する子どもたちに、成長段階に応じて、正しい知識や行動選択を身に付けさせる「生命（いのち）の安全教育」が求められています。

また、性に関する現代的な課題や性の多様性等についても、保護者の理解を得て、各学校において、全教職員で共通認識を持ち、児童生徒の視点に立った指導を進めていくことが必要です。

そこで、香川県教育委員会では、平成7年から平成9年に作成した「性に関する指導の手引き」を現代的な課題等を踏まえて、見直しを行うとともに、学校における「性に関する指導」とは何か、どのように留意し指導すればよいか等、学校における性に関する指導の考え方・進め方を示しました。なお、今後、手引に示してある基本的な考え方や指導の展開例を活用した実践を積み重ねていき、実践事例等を追加していくことで、本手引をより一層充実させていきたいと考えております。

結びに、本手引の作成に際し、御協力をいただきました皆様及び貴重な資料を提供いただいた皆様にお礼申し上げます。

令和6年3月

香川県教育委員会

性に関する指導の手引

～学校における性に関する指導の考え方・進め方～

目次

I 学校における「性に関する指導」について

- 1 「性に関する指導」の基本的な考え方 … 1
- 2 「性に関する指導」とは … 3
- 3 「性に関する指導」の基本的な目標・指導上の留意点・指導計画の作成 … 4
- 4 発達段階に応じた性に関する指導の目標及び指導内容
 - 幼稚園 … 7
 - 小学校 … 8
 - 中学校 … 11
 - 高等学校 … 14
 - 特別支援学校 … 16

II 性に関する指導を進める前に

- 1 多様な性に対するきめ細かな対応等の実施について … 18
- 2 各担当の役割 … 22
- 3 学校と家庭との連携 … 24
- 4 学校と関係機関・地域社会との連携 … 26
- (資料1) 香川県の相談機関等 … 29
- (資料2) 性に関する諸課題の現状(全国・香川県等) … 30

(付録)「生命(いのち)の安全教育」 … 36

- 1 取組強化及び推進の経緯
- 2 目標 指導上の留意点
- 3 概要
- 4 生命(いのち)の安全教育の推進に当たっての留意事項
- 5 「性に関する指導」と「生命(いのち)の安全教育」の計画的な実施に向けて

I 学校における

「性に関する指導」について

- ・ 本手引で示す「児童生徒」には幼児を含みます。
 - ・ 本手引において文言の統一を図るため、「性教育」や「性に関する教育」といった文言は、すべて「性に関する指導」に置き換えています。
- ※但し、参考引用文献名として使用されているもの及び、通知等の文献からの抜粋として掲載しているものを引用した部分については原文のままとします。

Ⅰ 「性に関する指導」の基本的な考え方

教育の機能は、人間が集団生活を営む場のすべて、例えば家庭、学校、地域、社会、職場などのそれぞれに存在し、そのいずれにも性に関する指導が必要です。その中で学校における性に関する指導は、人間尊重の精神に基づき、人格の完成を究極の目標として行う性に関する教育活動となりますので、学校の教育目標を踏まえ、家庭や地域社会と連携を図りながら実践されなければなりません。

また、学校における性に関する指導は、教育課程において実施されることから、学習指導要領に基づいて行うことが重要です。その指導は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切であり、現在の性に関する指導の基本的な考え方は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申によるところが大きくなっています。

平成 20 年 1 月中央教育審議会答申

- 学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。
- このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

この答申を踏まえつつ、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、(健康・安全・食に関する資質・能力)において学校における性に関する指導に関連して、次のことが示されました。

平成 28 年 1 月中央教育審議会答申

- 1.でも述べたように、とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子どもたちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。
- さらに、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い子どもを取り巻く安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子どもたちが起こりうる危険を理解し、いかなる状況下でも自らの生命を守り抜く自助とともに、自分自身が社会の中で何ができるのかを考える共助・公助の視点からの教育の充実も課題となっている。
- こうした課題を乗り越え、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子どもたち一人一人に育むことが強く求められている。
- こうした健康・安全・食に関する資質・能力の具体的な内容は、別紙4のとおり整理できる。これらを教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。学校保健計画や学校安全計画、食に関する指導の全体計画についても、資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・改善し、地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保していくことが重要である。

このように、性に関する指導については、健康教育の一環として、教科等横断的なテーマで議論されました。性に関する指導の目的や内容、指導体制等は、今回の改訂においても平成 20 年の中教審答申の内容が踏襲されていますが、資質・能力が新しく示された関係で、知識だけでなく思考力、判断力、表現力の内容も示されたことに留意する必要があります。

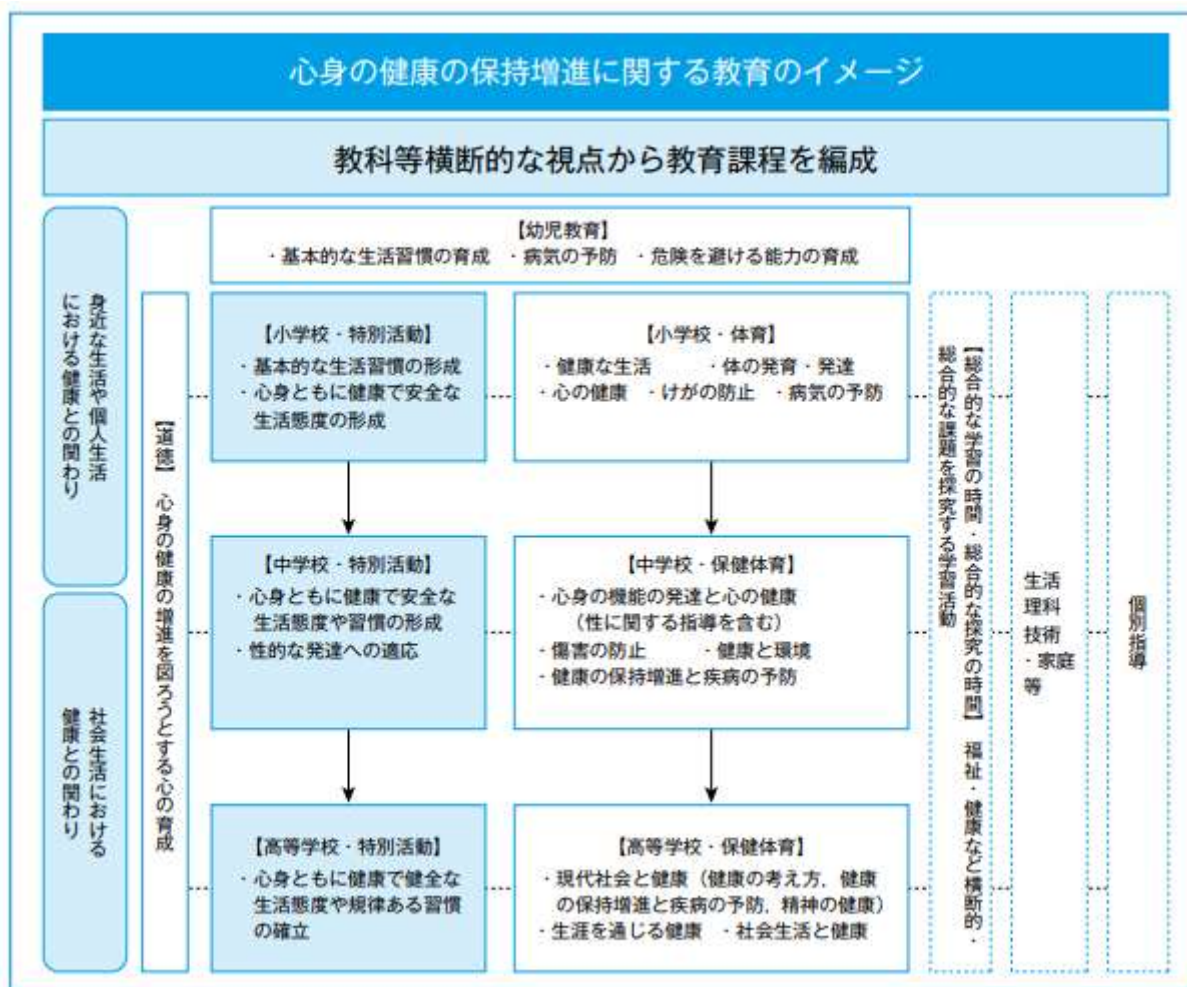


図1-5 心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ（中教審答申より）

（出典：「生きる力を育む」小学校保健教育の手引〔発行 平成31年3月〕）

（出典：「生きる力を育む」中学校保健教育の手引〔発行 令和2年3月〕）

（出典：「生きる力を育む」高等学校保健教育の手引〔発行 令和3年3月〕）

2 「性に関する指導」とは

前述の基本的な考え方を踏まえ、「性に関する指導」とは、

児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、性に関する諸課題に子どもたちが適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校の教育目標を踏まえ、家庭や地域社会と連携を図りながら、児童生徒の実態や社会の変化等を踏まえ、学校教育活動全体を通じて効果的に進めていくことを指します。

3 「性に関する指導」の基本的な目標・指導上の留意点・指導計画の作成

(1) 基本的な目標

児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的・心理的・社会的な側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒が生命尊重、人間尊重、性別に関わらず誰もが平等であるという精神をもつことによって、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れるようにすること

以下の4点について留意し、学校全体で共通理解を図りつつ、教科等横断的な視点で育むことができるようにすることが重要です。

- ① 教科間等相互の連携を図っていくこと
- ② 児童生徒の発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること
- ③ 生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導すること
- ④ 資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・改善し、地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保した各学校の全体計画を作成すること

(2) 指導上の留意点

性に対する意識や性に関する指導への理解及び認識は多様であり、教育の内容や方法も時代の変化や科学の進歩発達によって変化することもあります。そのため、学校が性に関する指導を実施する上で、次のような事項について留意する必要があります。

- ① 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること
- ② 児童生徒の身体的・精神的発達や性的成熟、性的指向・性自認には個人差があり、性に関する情報についてもその質や量の入手に差異があるため、これらの個人差等に十分配慮した情報提供を行うこと
- ③ 個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を行うこと

- ④ 教職員の共通理解だけでなく、保護者や地域の理解を得ながら進めること
- ⑤ 集団指導と個別指導の連携を密にして、相互に補完し合うように、効果的に行うこと

(3) 指導計画の作成

学校における性に関する指導計画には

ア その学校の包括的な教育計画の一環として作成される性に関する指導の全体計画
 イ 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等及び生徒指導の内容や指導の機会、方法、時期などを具体的に示す年間指導計画
 ウ 1単位時間を基本とした主題ごとの指導計画等

が考えられます。

全体計画

学校の教育目標のもとに策定された性に関する指導の全体構想に基づいて、その基本目標や方針を示すとともに、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等及び生徒指導における指導の全体像を示す総括的な計画です。

全体計画の作成に当たっては、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等における性に関する内容を明らかにし、相互の関連を図りつつ学校全体の性に関する指導が適切に行われるよう計画する必要があります。

全体計画の内容には、次のような事項を示す必要があります。

ア 教育目標や指導の基本方針
 イ 性に関する指導の目標
 ウ 各教科における性に関する内容と指導に当たっての方針及び特別の教科、特別の教科 道徳における性に関する内容と指導に当たっての方針
 エ 特別活動における性に関する内容と指導に当たっての方針
 オ その他の時間等における性に関する内容と指導に当たっての方針
 カ 生徒指導及び相談活動等における性に関する内容と指導に当たっての方針
 キ 家庭、地域等との連携により実施する性に関する指導に関する事柄
 ク 性に関する指導の研究推進組織と各教職員の役割
 ケ 性に関する指導を進めるための情報、環境等の整備指導上の留意点

年間指導計画

全体計画に示される内容ごとに教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等の領域や単元、指導学年、指導のねらい、指導に当たっての留意点や必要な教材・教具などを具体化し、それぞれの性に関する学習や指導が適切、円滑に行われるよう工夫する必要があります。

性に関する指導の年間指導計画に示される事柄としては、次のようなものが考えられます。

ア 各学年の基本方針

性に関する指導の全体計画に基づき、それぞれの学年ごとの性に関する指導の基本方針を具体的に示す必要がある。

イ 各学年の年間を通じての指導の概要

各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等、その他の時間における性に関する指導の概要を示す必要がある。

この場合、各教科等における指導に必要な次の事柄について、具体的に示すことが望ましいとされています。

- ・題材（主題）名と題材（主題）設定の理由
- ・指導の時期
- ・指導のねらい
- ・指導展開の大要と指導、支援等の方法
- ・教材、教具及び参考資料

4 発達段階に応じた性に関する指導の目標及び指導内容

ここからは、性に関する指導の目標や指導内容等を各校種別に示します。

【幼稚園】		
性に関する 発達課題と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期は自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる時期 ・幼児期は、大脳皮質が急速に組織化され、ほぼ完成に近づく重要な時期であるが、性に関する発達の過程では未分化 ・最も身近な親子関係を中心とした家庭や幼稚園等という場の人間関係を基本に、他人との関係を認識し、自我意識を育み、知的能力を高め、社会的行動力を身に付けていく時期 ・この時期の体験は原体験として、その後の人格の形成に大きく影響し、人としての生き方を左右するともいわれている ・幼児期の性に関する指導は、発達課題を的確に把握し、幼児理解を深め、適切な指導や支援を行う必要がある 	
性に関する 指導の目標	<ul style="list-style-type: none"> ア 自分の誕生や性別による身体的な違いを正しく受け止めるとともに、生き物の誕生や成長にも気付き、生命の尊さを感じとる イ 性別によってそれぞれ違いがあるが、どの友達も同じように大切であることを知り、友達を思いやる心情や態度を育て、将来の人間関係の基礎を築く ウ 家族は互いに役割を分担し、助け合って生活していることに気付き、パートナー同士をいたわり合う心や、そのために自分の欲求を抑制しようとする心を育てる 	
性に関する指導内容・指導上の留意点	生理的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・集団指導や個別指導において、男女の体の違いに気付かせ、自分や相手を大切にしようとする心情や態度を育てる ・性器の大切さを知らせるとともに、排尿や排泄の習慣やエチケット、体や性器の清潔保持の習慣を身に付けさせる
	心理的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・大人になると、性器や体つきが変わることや自分も少しずつ成長していることを知らせる ・動物や赤ちゃんは父親・母親がいて生まれることに気付かせるとともに、自分の誕生の喜びを感じさせることが大切 ・性別による「男の子らしさ」「女の子らしさ」などの決めつけをしないように、「自分らしさ」を発揮できるようにする ・日常の保育を通して、みんな仲良く遊ぶにはルールや約束ごとを守り、我慢したり、助け合ったりすることが大切なことに気付かせる ・人間関係のトラブルに際しては、個人によって体や行動の仕方に違いがあっても、それぞれ大切な存在であり、性別にかかわらず、仲良く助け合うことが大切なことを知らせる
	社会的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・家族は性別にかかわらず互いにできる仕事を分担し、助け合って生活していることに気付かせ、自分も家族の一員として協力しようとする心情を育てる ・周りの人の気持ちを考えて、嫌がることをしてはいけないことを知らせる ・幼児の言動をとらえ、テレビやマンガで見ることは現実ではないことに気付かせ、見たことを真似て、人が嫌がることを言ったり、したりしてはいけないことを知らせる ・体には守るべき大切な部分（水着を着ると隠れる部分）があり、その部分を含めて自分の体を見られ、触られたりして嫌な気持ちになったときの具体的な対処法について知らせる

【小学校】(低学年)

性に関する 発達課題と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的な発達速度は安定した時期であるが、生理的な機能の発達は未熟 ・体や性器への関心があり、性的ないたずらや性的に卑猥な発言をする等の行動が見られる ・知的発達が目覚ましく、好奇心旺盛な時期 ・自分や赤ちゃんの誕生に疑問をもち、また、性や性差に対して関心があり、質問をすることがある ・自己中心的な行動が多いが、人間関係が友達や教師へと広がり、性別に関係なく仲良く遊ぶ時期 ・保護者や教師への依存度が高く、その影響を強く受ける時期
性に関する 指導の目標	<p>ア 男女の体の違いに気付くとともに、自分は父親・母親から生まれ、愛情と保護によって育てられたことを知り、自分を大切にしようとする気持ちを育てる</p> <p>イ 男女の体には違いがあるが、人間として共に大切な存在であることを知り、性別にかかわらず仲良くしようとする態度を育てる</p> <p>ウ 家族は互いに助け合って生活していることに気付き、家族や社会の一員として適切な判断や意思決定ができる能力や態度を育てる ※児童の状況を十分に考慮し、指導すること</p>
性に関する 指導内容・指導上の留意点	<p>生理的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の体の違いに気付かせ、自分や相手を大切にしようとする心情や態度を育てる ・人間にはいろいろな器官があり、それぞれが大切な働きを持っていること、性器は大切な器官であり、清潔にすることが大切であることを理解させる ・性別による「男の子らしさ」「女の子らしさ」などの決めつけをしないことや、そういった「らしさ」と異なる友達がいることもあることを理解させる <p>心理的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の飼育や植物の栽培を通して生命の大切さを知らせるとともに、自分は父親・母親から生まれ、愛情と保護によって育てられたことに気付かせる ※児童の状況を十分に考慮し、指導すること ・性別にかかわらず互いに仲良くし、助け合い、自他を大切にしようとする態度を育てる <p>社会的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性役割に偏ることなく、家庭には様々な役割があり、家族が助け合って生活していることを理解させる ・家族の中の自分の役割を知り、自分も家族の一員として役割を分担していこうとする態度を育てる ・生活の場が広がり、行動範囲が拡大し、それに伴って性被害に遭う機会も増大するため、性被害の防止についての指導が大切 ・児童に誘拐や性被害があることを知らせ、それを避けるための基礎的な行動や態度を身に付けさせる

【小学校】(中学年)

性 発達 課題 と 特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・体の発育・発達によって体格や体力について男女の間に違いが生じ始める時期 ・身体的に早熟な女子では体つきの変化や初経などがみられる ・体への関心が高まり、体の変化や他人との違いに不安を抱く児童もみられる ・自己中心的な考え方から、客観的にも物事を考えることができるようになる時期であるが、相手を思いやる気持ちには未熟な場合も多い ・自分を取り巻く社会環境について認識し始める時期であり、保護者や家族をモデルに男女の在り方を学習する
性 に 関 する 指 導 の 目 標	<p>ア 体のつくりや働きを理解するとともに、男女の体の違いや発育・発達の特徴を知り、性別にかかわらず互いに尊重し、仲良く協力する態度を育てる</p> <p>イ 性的指向、性自認、表現する性には人によって違いがあることを知り、互いを尊重し、より良い友達関係を築こうとする態度を育てる</p> <p>ウ 家庭の機能について理解し、性別にかかわらず家庭における自分の役割を自覚して行動する態度を育てる。また、性情報を正しく受けとめ、適切に行動しようとする態度を育てる</p>
性 に 関 する 指 導 内 容 ・ 指 導 上 の 留 意 点	<p>生理的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初経、精通、変声、発毛など、体の発育・発達の仕方や体つきには男女や個人によって違いがあることを知らせ、不安を解消する ・思春期の体の変化に伴う体調の変化等、体の発育・発達に関する課題を見つけ、よりよい解決に向けて考え、それを表現できるようにすることも必要 <p>心理的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族や友達との関係を通して自己を見つめ、他人を思いやる心を育てる ・自分の良さや他人の良さに気付かせ、他人へのいたわりや思いやりの気持ちを育てるとともに、生命の誕生について簡単に理解させ、自他の生命を大切にしようとする態度を育てる ・性別にかかわらず相互に理解し合い、好ましい性意識を形成していく ・この時期は、性別や個人によって体や物事に対する感じ方や考え方に違いがあるが、人間として同じであることを理解させ、互いに理解し合い仲良く協力していこうとする態度を育てる <p>社会的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な家庭の形や、家庭によって異なる家族の役割を理解し、自分の家庭における家族や自分の役割について考え、自分も家族の一員として役割を果たそうとする態度を身に付けさせる ・マンガやテレビ、インターネットに接続できる携帯型ゲーム機等から得る性情報などの場面についても考えさせ、これらに対する懐疑的な心や態度を育てる

【小学校】(高学年)

性に関する 発達課題と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの児童が体つきの変化や初経などを迎えるようになり、心身共に大きな変化がある ・自分の体についての不安や悩みを一層多くの児童がもつ時期 ・周りの中の自分という存在を意識し、他者との比較や理想との格差に不安や悩みを持つようになる ・二次性徴の発現に伴い、性の関心が高まる一方で、反発する気持ちも残っている ・特定の人物と親しくなりたいという気持ちを抱く児童もいる ・大人よりも友達とのかかわりを大切にしようとするようになり、また、性差や性自認も意識し始める時期 	
性に関する 指導の目標	<p>ア 心身の発育・発達には、男女や個人によって違いがあることを知るとともに、生命の連続性や人の誕生について理解し、自他の生命を尊重する態度を育てる</p> <p>イ 家庭や社会における個人の役割について考え、固定的な性役割にとらわれず、性別にかかわらず協力することの大切さを知る</p> <p>ウ 性情報や性被害、エイズに関することなどについて認識を深め、健康で安全な生活を営む態度を育てる</p>	
性に関する 指導内容・指導上の留意点	生理的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の体つきの変化や精通、月経の仕組みなどについて、科学的に理解させる ・心身の発育・発達には男女や個人によって違いがあることを理解させ、心理的な安定を図る ・初経や精通への対応や不安の解消についてきめ細かく指導する ・生殖可能な体になってくることに伴う妊娠のしやすさなどについては、児童の実態に合わせて、個別指導も含めて伝える
	心理的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・二次性徴の発現や思春期における心の変化について理解を深めさせ、不安や悩みを解消させる ・男女の体の特徴や、受精から出生までの仕組みについて理解させ、自他の生命を尊重する態度を育てる ・心と体には距離感があるという認識を身に付け、他の人の気持ちを尊重した意思決定を身に付けることができるようにする ・思春期になると恋愛感情を持ったり、特定の人と親しくしたいという気持ちが生まれたりすることがあることを知らせるとともに、人には感じ方や考え方に違いがあることを理解させ、多くの友達とのかかわりの中で、相手の立場や気持ちを尊重しながら、より良い友達関係を築いていくことが大切なことを理解させる ・恋愛感情は異性に対して抱くことが多いが、同性に対して抱くこともあり、それは尊重すべきことであることを伝える
	社会的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・性別の役割は固定的なものではないことを理解させるとともに、互いによさを認め合い、互いができる仕事を分担し、協力して生活していく態度を身に付けさせる ・性被害の実態を知らせ、被害を避けるための態度や行動を身に付けさせる ・何気ない言動が相手を傷つけることを知らせるとともに、いじめや性差別に対する人権感覚の基礎を養う

【中学校】

性に関する発達課題と特徴

- ・心身の変化が最も激しく現れる時期であり、人格形成において一生の中でも重要な位置を占める時期であり、この時期にいかに関心を受け止めるか、生きていくうえでどのような行動の指針を形成するかは、自己の生涯に大きな影響を与えるとともに、一人一人の豊かな人格の形成に大きな意味を持つ
- ・身体の発達が著しく、それに伴い性的な成熟が完成に向かい、自我に目覚め、恋愛や性行動への関心が高まり、性行動が活発化するとともに、社会に目を向ける時期であるため、不安や悩み、葛藤が生じる
- ・自我の目覚めとともに、心理的離乳へ向かう多様な心理的变化が見られ、保護者や教師への反抗、承認欲求、自己顕示欲、自信と不安の輻輳した感情、理想と現実の中での葛藤、仲間との強い連帯感、自己の容姿へのこだわりや恋愛への関心など感情の起伏が激しく、心理的安定を図る必要がある
- ・自己を肯定的に受けとめ、性に関する価値観（例えば他者との性行動に関しては相手の同意を得ることの重要性といった行動規範や性交・避妊等を含む生殖と性に関する健康と自己決定権の尊重などの人権意識等）をどのように形成するかが重要
- ・家族や友達、インターネット情報等の影響を受けつつ、それぞれの間観や人生観の基礎が形成されてきたが、それを自己の現実的な問題として再構築する時期
- ・性についての生理学的な知識のみならず、性行動や避妊等についてかなり具体的な知識を持っているが、その情報はインターネットや友達等から得たものが多く、そこには誤った情報も多い
- ・インターネットや SNS など、誇張された性情報に触れる機会が多く、性別による自己認識や恋愛観に歪みを生じる恐れがあり、その結果、人間の性や相手との関係について誤ったとらえ方をすることも考えられる
- ・最近では中学生が性的対象として性被害に合うことが多くみられ、多様な性情報に刺激されて性加害者となることもあり、性被害、性加害の防止について扱う必要がある
- ・性の逸脱行動の背景には、家庭の困窮や親子関係の不調、児童虐待といった家庭の問題が存在し、問題行動自体が「SOS」である可能性も高いことを忘れず、傾聴し、適切な支援に結び付ける

性に関する指導の目標

- ア 心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、発達途上にある自己の性を受容し、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる
- イ 男女の心身の特徴を基に男女が互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意思決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる
- ウ 性別にかかわらず人の生き方は多様であることを理解し、家庭や社会において期待される役割や自己の将来の生き方について考えるとともに、社会における性的な事象を見つめて、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定、行動選択ができる能力や態度を育てる

性に関する指導内容・指導上の留意点	<p>生理的側面</p> <p>(ア) 二次性徴について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の体の発育・発達には男女や個人によって違いがあることを理解させ、不安や悩みを克服させる ・個人の体の発育・発達には違いがあつて当然であり、他人と比較して差別的な言動をしたり、優劣を感じて自ら悩んだりする必要はないことを伝えるとともに、二次性徴の発現は心理的な問題に深く関係していることから、人間関係における配慮も必要であることを理解させる <p>(イ) 月経・射精について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生になるとほとんどの生徒が初経・精通を経験することから、自己の性のみではなく異性についても、その生殖機能と発達の仕組みについて理解させる ・生殖機能と発達の仕組みを学ぶことが、自他とともに尊重するという人間観の基盤を築く基礎的な情報となることを理解させるとともに、性衝動にかかわる悩みの解消や克服を図る <p>(ウ) 生殖の仕組みと生命誕生について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生殖の仕組みと生命誕生の経過を理解することにより、自他の生命を尊重する態度を育てるとともに、性行動についての理解を促す ・性行動については、人間関係の問題であるので、月経、射精、性衝動及び生命誕生の理解を深めたうえで、人間関係や科学的な題材で扱うことも重要である ・避妊の方法や性感染症の予防については、コンドーム、ピルやワクチン（HPV）といった手段についての情報を適切に提供する
	<p>心理的側面</p> <p>(ア) 思春期の心理的特徴について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにするとともに、距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする ・心理的な悩みを身近な人には相談できず、SNS 上で打ち明ける行為はよく見られるが、それに付け込んだ者から性的な画像の送信要求やそれに基づく脅迫、呼び出し、性行為の強要といった犯罪の被害に巻き込まれるケースが増えていることから、インターネット上ではなく現実の人への相談が難しい場合でも、不特定多数の人が見る SNS 上へのつぶやきではなく、相談できる安全な民間団体や相談窓口を紹介するなど、予防策を講じる必要がある <p>(イ) 性にかかわる不安や葛藤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的に不安定な状態になりがちであることから、性に関する不安や悩みへの対処や克服のための支援や相談活動が必要 <p>(ウ) 性衝動と性行動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的成熟に伴い、性衝動による性への関心や接近欲が高まることを知らせ、性に対する健康で肯定的な概念形成や社会的に適応する適切な性行動等について、理解を深めさせる <p>(エ) 特定の人物とのかかわりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恋愛関係には過程があり、その過程において、互いの人格を尊重し、相互理解を深めていくことが大切であることを気付かせる ・人の愛情の表現や感じ方は、相手との関係や自己の置かれた状況によって多様であることを知らせ、自分勝手な考えや感情から相手にいやな思いをさせたり、困らせたりしないことが大切であり、エチケットやマナーが必要なことを理解させる ・性暴力の例や背景を理解し、デート DV、SNS で見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにするとともに、お互いの気持ちを尊重し、望ましい人間関係を構築しようとする態度を養う

	<p>(オ) 性行動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間の性行動が多様であることを知らせ、そこには心の働きが深くかかわっていることを理解させる ・性行動においては、行為の結果について正しい理解を促し、結果に伴う責任についても認識させ、性行動における相手の同意を得ることの重要性、性交や避妊に関しては、個人が自ら決定権を持ち、尊重すべきものであり、真に同意が得られない場合は性交すべきではない、という行動規範や自らの尊厳を守ることの重要性も理解させる
社会的側面	<p>(ア) 性役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧来の固定的性役割観が今もなお、男性観・女性観、家庭観、職業観、人間関係等に影響を与えている場合があるが、このような価値観は個人の選択の自由を狭める一面があるため、これにとらわれることなく人生を切り拓いていくことの重要性を理解させる ・男女の人間関係の歴史的経緯について考えさせるとともに、家庭や学校生活における旧来の固定的な男女の役割など身近な生活の場から見直し、広く社会にまで目を向けさせ、社会的視野を育て、社会における自分の役割や将来の生き方について性別にとらわれない考え方を身に付けさせ、生涯にわたってよりよく生きていく上での基礎を築かせる <p>(イ) 性の情報環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの性情報には営利目的の興味本位の内容が含まれていることを理解し、相手の同意を得ずに行う性的行為が肯定的に描かれているものはフィクション(虚構)であって、真似たり手本としたりしてはならないという適切な認識を与えるなど、情報に対する賢明な選択能力と人間の性への正しい認識を深めさせる ・性感染症としてのエイズに関して正しい知識の習得や理解を促し、エイズ患者等に対する偏見や差別をしない態度を養う <p>(ウ) 性的な問題行動や被害の防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、オンラインによる性的画像の送信要求は、近年新たに犯罪行為として罰則の対象となっており、(交際中を含め)どのような関係であっても要求すること自体が犯罪に当たるという法的な知識を与えるとともに、そのような要求を受けた場合は、その時点で犯罪の被害として迷わず相談するよう促す ・いわゆる援助交際、売春や SNS を通じた不特定多数の者と性的行為を重ねることは、性犯罪の被害や望まない妊娠、性感染症への罹患に繋がりがねない危険な行為である一方、「児童買春」は法的にも倫理的にも許されないことであり、この対象となることは性的搾取の被害者となり、行為の危険性と生徒の被害性を理解させる

【高等学校】

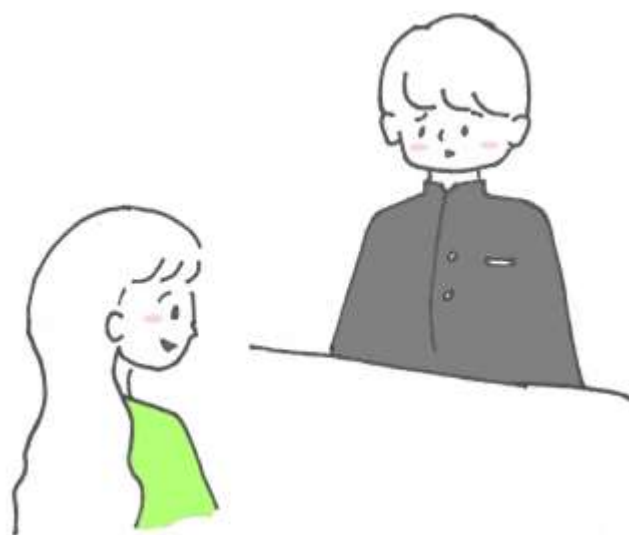
性に関する発達課題と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・体の発育・発達には個人や男女によって違いがみられるが、高校生の後期にはほぼ成人と変わらなくなり、性機能も成熟して、心理的な発達も著しいため、心身の発育・発達に伴う不安や悩みを解消できるように支援することが必要 ・自分の生き方や社会とのかかわり方について真剣に考え始めるのもこの時期であり、自分を知り、主体的な判断や行動ができるようになることが重要 ・性衝動については、身体的な面からだけではなく、社会的な性の風潮による影響も考えられるので、自分の成長の過程を理解するとともに、状況を適切に見極める判断力が必要 ・自分の身体的な変化や性的成熟を自覚するようになり、自我の確立が一層進むこととなるが、自分自身の判断で物事を進めようとするあまり、自己中心的になって友人や家族との人間関係がうまくいかなくなったり、性や異性に関することでも、子ども扱いされることを嫌がり、背伸びした恋愛関係を求めたりする場合があります ・活動範囲が広がり、友人関係にも変化が表れ、異性への関心が高まり積極的に異性の友人を求めるようになる ・他者との交際にも様々な形があり、好意を持つ程度のものから恋愛関係に発展し、性行為の経験をするものまで多様である ・性に対する関心が高まり、恋愛感情が芽生えて、単なる仲間というだけではなく、特定の相手と親しくなりたいという欲求が高まることもある ・自我の確立ばかりではなく、社会的な発達という観点からも極めて重要な時期 ・日々の学校生活や家庭生活などを通して、自己を模索しながら、各自の個性に見合った人生観や社会観を形成するようになり、その過程で、家庭、家族関係、結婚などについて考えるようになる
性に関する指導の目標	<ul style="list-style-type: none"> ア 心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に対する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる イ 性別による心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意思決定に基づく行動選択の能力や態度を育てる ウ 社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。また、性の文化や社会的な意味を理解するとともに、誰もが平等であること、人間尊重の精神を基盤とする性の望ましい価値観を確立し、適切な意思決定や行動選択ができる能力や態度を育てる

性に関する指導内容・指導上の留意点	生理的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・体の発育・発達について科学的に理解し、個人差があることを十分に認識させる ・体の発育・発達には個人差があることを伝え、身体的変化や生理現象についての正しい理解を促すとともに、友人の話、インターネットや SNS など、誤った性情報から憶測した誤解を招くことがないよう、正しい知識とより適切な行動を選択できる判断力を育てる
	心理的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や異性の成長の過程をよく知り、性別や個人による生理的、心理的な違いを理解するとともに、各自が性への価値観を確立できるように指導する ・一人の人間としての在り方、生き方を重視した指導も必要 ・恋愛的人間関係の在り方を考えるには、相互理解が大切であり、個人による生理的、心理的な違いについて正しく理解させ、互いの人格を尊重し合わなければならないことを認識させる必要がある
	社会的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに人格を尊重し、思いやりのある態度が持てるように指導する ・好ましい人間関係を築く上で、人間尊重や性別にかかわらず誰もが平等であるという精神に基づき、固定的な性役割や性観念にとらわれないことも大切であることから、恋愛をはぐくむためには多くの過程があり、その過程が大切であることを理解させる ・互いの立場や考えを尊重し合い、自分の意思を相手にはっきり伝えられる自立した人間関係を育てるとともに、性行動に対する賢明な意思決定や行動選択の能力や態度を身に付けさせる
		<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来、社会を担う一員として、結婚や次の世代を育てる場である家庭について、従来の固定的な結婚観にとらわれることなく、パートナーの個性を理解し、人格を尊重する関係を築くことが大切なことを理解させる ・性と人権に関しては、人間尊重、性別にかかわらず誰もが平等であるという精神が、社会生活を送る上での基礎・基本であるという認識を徹底させる ・セクシャルハラスメント等の問題にみられるように、自分の意識がなくても相手が不快に感じれば、性の差別や偏見になるということも理解させておく ・エイズの歴史的な背景や現状について理解させ、感染経路や予防について正しく理解させるとともに、エイズに関しては誤った知識や情報によって、エイズに感染した人に対する不当な偏見・差別が起きている現状を認識させる ・現代は、性に関する観念やモラル、価値観が変化し、多様化している状況にあるが、性情報を適切に見極め、性に関する様々な社会現象に主体的な判断ができる能力や態度を身に付けさせる ・特に SNS を介した性に関する問題については、行為の危険性、自身の被害者性について理解させ、安全な意思決定ができるようにする

特別支援学校における性に関する指導

障害がある児童生徒の性に関する指導の考え方、性に関する発達課題は、基本的には障害のない児童生徒と同様であり、指導内容は他の学校種に準じたものになりますが、障害による学習上又は生活上の困難から、自分の力を発揮できない児童生徒もいます。指導を行う際には、障害の状態等を考慮し、指導内容や指導方法を工夫することが必要です。

また、特別支援学校には、言語障害、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等を併せ有する児童生徒も在籍しており、その児童生徒に対しては、特別支援学校学習指導要領や「障害のある子どもの教育支援の手引～子どもたち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省令和3年6月)等を活用し、個々の実態に合わせた指導を行う必要があります。



【特別支援学校】

障害種	知的障害	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱
<p>障害種別の特性に関する指導上の配慮事項</p>	<p>日常生活の基礎的・基本的事項について身に付けさせるとともに、自己の性について認識や、他者への認識を深めること ・児童生徒の心身の発達に際して、社会性や豊かな人間関係を育て、生命の尊厳に気付けさせ、将来を積極的に生きていくこととする意欲や態度を育てる ・体にはプライベートゾーンがあり、家庭内外を問わず、見せたり、触らせたりしてはいけないこと、他の人の大切な部分も勝手に触らねたり、触ったりしてはいけないこと、嫌な触れ方をしたときの対処法を確認し、加害・被害防止と被害後の対応を身に付ける ・心と体には距離感があるという認識を身に付け、可能であれば、他の人の気持ちに寄り添った意思決定と行動選択ができるようになる ・距離感が守られないうえに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付ける</p>	<p>障害の程度により情報量がみられるが、様々な面で情報不足している場合があることを認識する ・知識の量や質、心身の発達・発達の違いが大きい個人による違いを認識し、個別に適切な指導を実施する</p>	<p>障害の程度や性に関する発達の個人差が大きい場合、個別に適切な指導が重要 ・社会には性に関する情報が氾濫しており、性に関する誤った意識や考えに陥ることなく、正しい理解と判断ができるよう、一人ひとりの実態に合わせた適切な指導が必要である</p>	<p>障害があることによる不安や悩みを抱えていることや自己の性に関する認識が希薄であったり、児童生徒もいることを認識する ・一人ひとりの実態に即して、個々に応じた指導が必要である</p>	<p>自身の身体や性の発達、病気の発症について不安や悩みをもつ者が多いため、近年の医学の進歩等により、繰り返しの入院や短期化が図られるなど疾病構造が大きく変化してきているため、教育的対応もこれに合った工夫が求められる ・児童生徒一人ひとりの病状や発達段階等を踏まえ、個別の指導計画のもとに学年や学年の年間指導計画に合わせながら指導を行う</p>
<p>各発達段階における配慮事項</p>	<p>障害の状態に応じて、重点化を図ったり、個別化を図ったりする必要がある ・学習した内容が日常生活で実際に活かせるよう繰り返し指導する</p>	<p>見える範囲であるいは耳からの情報を頼りとし、自己のセクシュアリティを形成しているため、児童生徒の実態を十分に把握する</p>	<p>少ない人数で授業が進められていく場合が多いため、児童生徒の理解を十分把握し、個別指導を充実させる</p>	<p>障害があるために生ずる児童生徒の葛藤を予測し、それを乗り越えるための指導・支援をする</p>	<p>医師や看護師など医療関係の家族と十分連携を保ちながら、児童生徒の悩みや葛藤を考慮する</p>
<p>教材選択に関する配慮事項</p>	<p>理解力に個人差が大きい場合、個に合わせた多様な教材を準備 ・難解な用語は避け、児童生徒が理解しやすいため、イメージしやすいように工夫したり、絵や図や模型、視覚教材など、できる限り具体的な教材を用い、児童・生徒の実態に合わせた教材を開発使用する</p>	<p>視覚障害による情報不足を補うため、実物や図、音声によるものや字幕を挿入して使用するなど、言葉の理解への配慮が必要 ・地域の保健所や医療福祉センターなどの専門機関から、教材の助言を得る</p>	<p>聴覚教材の有効性が多いため、やさしい言葉や字幕を挿入して使用するなど、言葉の理解への配慮が必要 ・地域の保健所や医療福祉センターなどの専門機関から、教材の助言を得る</p>	<p>障害があるため、児童生徒の動きや意思の表出の状況等に留意し、適切な補助器具や補助的活用をする</p>	<p>年間指導計画に沿った指導が原則であるが、入院が頻回な場合、一人ひとりの児童生徒の必要に合わせた指導を展開したり、教材を準備したりする ・短時間で指導できる工夫をする</p>

Ⅱ 性に関する指導を進める前に

1 多様な性に対するきめ細かな対応等の実施について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成 15 年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められています。性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を、文部科学省が次に示す通知でとりまとめています（一部抜粋）。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしています。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」

平成 27 年 4 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知より抜粋

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- ・ 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- ・ 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組

織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」(校内)やケース会議(校外)等を適時開催しながら対応を進めること。

- ・ 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

(医療機関との連携について)

- ・ 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- ・ 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- ・ 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

(学校生活の各場面での支援について)

- ・ 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

- ・ 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- ・ 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- ・ 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- ・ 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(略)

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- ・ 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(略)

(その他留意点について)

- ・ 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- ・ 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- ・ 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- ・ 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- ・ 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・バリアフリートイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・バリアフリートイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

2 各担当の役割

学校における性に関する指導を効果的に進めるに当たっては、全教職員がそれぞれの役割や相互の協力、連携の仕方などについて理解しておくことが大切です。学校の規模や実態などによって異なる点もありますが、性に関する指導における各教職員の一般的な役割としては、次のようなことが考えられます。

職名	役割
校長 副校長 教頭	<p>管理職として学校全般の経営や運営に当たることから、性に関する指導の意義や課題などについて十分理解、把握した上で、児童生徒の状況を踏まえながら、学校としての性に関する指導の基本方針を明らかにするとともに、全校をあげての推進を図る役割がある。</p> <p>また、性に関する指導の推進状況等を常に把握し、関係組織や教職員に対して必要な指導・助言を与えることや、指導のための環境や条件の整備を行うことも重要な役割である。</p> <p>さらに、学校を代表して家庭、地域等との協力や連携を図るとともに、学校経営、運営に当たっては、学校内において男女平等や人権尊重の精神が醸成され、具体化されるように努めることも大切である。</p>
教務担当 グループリーダー	<p>性に関する指導が校長の方針に沿って全校をあげて適切に実践されるよう、その計画立案や他の教育活動との調整などを行う役割がある。また、特別活動やその他の時間などにおいて、性に関する指導に必要な機会が確保できるよう努めることも大切な役割である。</p> <p>さらに、現職教育担当等とも協力し、校内での必要な研修を企画、実施するなど、組織的な指導力の向上を図ることも期待される。</p>
生徒指導担当 教育相談担当	<p>児童生徒の意識や行動などの状況を的確に把握し、主として生徒指導における性に関する指導の企画や実施の中心者として、集団を対象とした指導や個別の指導、相談活動など、児童生徒に対する性の適応への支援や性に関わる問題行動などへの指導・支援などが適切に行われるよう努めることが期待される。</p>

<p>保健主事 学校保健担当</p>	<p>学校保健計画を作成し、実施するに当たっては、特に児童生徒の性の健康的な発達が促されるよう努める役割がある。</p> <p>また、養護教諭と協力し、学校保健委員会等を通じて家庭や地域関係機関などと連携を図ったり、性の健康に関する情報などを教職員や児童生徒に提供したりすることも期待される。</p>
<p>養護教諭</p>	<p>専門性を生かし、性に関する指導の計画立案や教職員の研修などに積極的に協力することが望まれる。そのため、保健室の機能を通じて得られる児童生徒の性に関わる様々な情報などを整理し、それらが学校全体で行われる性に関する指導や個別的な指導に適切に反映されることが期待されている。</p> <p>また、養護教諭が行う健康相談活動（ヘルスカウンセリング）が重要視されていることから、児童生徒の様々な訴えに対して、性に係る問題の観察、その背景の分析、解決のための支援や関係者との連携などを進め、児童生徒の心身両面にわたる健康相談活動を実施することについて、積極的な役割が期待される。</p> <p>さらには、担当教諭とチームを組んで性に関する指導を行うなどの役割も期待される。</p>
<p>現職教育担当</p>	<p>年間の校内研修計画に性に関する指導に関わる教員研修を位置付けたり、研修の内容を充実したりするなど効果的な運営に努める役割がある。</p>
<p>学年主任</p>	<p>担当する学年において、計画された性に関する指導が適切かつ効果的に行われるよう、関係する組織や担当者との調整を図る役割がある。</p> <p>また、日ごろから学年の中で人間尊重や男女平等、好ましい人間関係などが醸成されるように努めること、学年通信や学年保護者会などを通じて、学校と家庭等との連携、協力が進むようにすることなどが期待されている。</p>

<p>学級担任 教科担任</p>	<p>担当する教科や学級において、指導計画に基づいた指導を行う。担当する教科における性に関する内容の指導に当たっては、学校としての性に関する指導の方針やねらいに照らし、効果的な指導展開がなされるよう、創意工夫を重ねることが求められる。</p> <p>また、学級経営に当たっては、学級の雰囲気や児童生徒の学校生活が、性に係る意識や行動の形成に大きく影響するものであることを理解し、人間尊重、男女平等などの性に関する指導の理念が具体化するように努めることが求められる。</p>
<p>S C S S W 学校医 地域関係機関</p>	<p>学校における性に関する指導は、専門的、生理的な知識や避妊等の技術的な内容を指導する必要がある場合がある。この場合には、学校医等の専門家の協力を得ることによって効果を挙げることができる。</p> <p>また、性に関する課題については、心の健康問題にも関係するものや福祉的な支援や医療的なケアが必要と考えられるものも多いことから、この場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや学校医などの協力を得ることも大切である。</p>

3 学校と家庭との連携

児童生徒は、学校、家庭、地域社会の全体を通じて育つものです。したがって、性に関する指導は、学校、家庭、地域が連携することが大切です。

性に関する指導を実施する場合には、①教育的な価値が認められるものであること、②児童生徒の発達段階に合致したものであること、③社会的なコンセンサスが得られることが必要であり、そのためには学校が家庭や地域と望ましい連携を図っていくことが大切です。

(1) 学校と家庭との連携の必要性

性に関する指導を効果的に行うためには、学校、家庭が性に関する指導の重要性を認識するとともに、それぞれの役割を理解し、お互いに連携、協力してそれぞれの役割を果たすことが大切です。

まずは、日頃から学校が家庭との連携を密にして、保護者と信頼関係を確立するとともに、学校の教育方針や性に関する指導の意義、内容、方法についての理解を得ることが大切です。

(2) 学校と家庭との連携の具体例

学校だよりなどを通じた連携	・年度初めに、その学校の年間計画や学習内容を説明し、性に関する指導の理解と協力を促す
性に関する指導の実態調査の実施を通じた連携	・児童生徒及び保護者の性に関する意識等をアンケートによって把握し、その結果を学習に生かしたり、フィードバックしたりして共通理解を図る
学校行事を通じた連携	・文化祭、学習発表会や展覧会などの学校行事を通して、保護者や地域の性に関する指導について関心を高めたり、啓発をしたりする
授業参観を通じた連携	・性に関する指導を計画的に授業参観の中に位置付け、公開する
懇談会を通じた連携	・学級懇談会や学年懇談会の中で、性に関する指導についての意見交換や話し合いの場を設定する
講演会を通じた連携	・家庭教育学級など、PTA 活動の中に性に関する指導の講演会や研修会を取り入れる
学校保健委員会を通じた連携	・性に関する指導の在り方をテーマとして取り上げ、学校、家庭、地域の役割について、再認識・再確認していく

(3) 一人ひとりの児童生徒の状況に応じた連携

性に関する問題行動の未然防止、円滑な解決はもとより、児童生徒の健全育成という観点から、一人ひとりの児童生徒の実態を把握し、家庭と連携した指導を充実させることが大切です。そのためには保護者との信頼関係を築きし、お互いに情報提供、情報交換、連絡、相談などの機会を充実させる必要があります。

児童生徒の家庭における生活の状況、人間関係、生活習慣、社会的背景、心の動き、環境、保護者の考え方や指導の状況等を把握することは、児童生徒を理解する上で不可欠です。

特に、障害のある児童生徒においては、障害の種類、程度によって、個人差が大きく、個々の児童生徒の状況に応じて、保護者との個別面接、家庭訪問等により、家庭と密接な連携を図ることが特に重要です。

性についての問題行動が起きたとき、学校は保護者と十分話し合い、指導内容や方法についての理解と協力を得ることが大切です。問題解決の課程で保護者と教員との信頼関係を作り上げたり、児童生徒を支援したりするとともに、児童生徒が成長する良い機会であるととらえ、児童生徒に寄り添い、支援することが求められます。

4 学校と関係機関・地域社会との連携

学校において性に関する指導を効果的に行うためには、日常から家庭、関係機関や地域住民と適切な連携・協力を行うことが大切です。

児童生徒が生活する地域社会には、それぞれ固有の風俗、しきたりや文化があり、その背後には、性に関する思想や価値観があります。学校はそれらを認識し、尊重するとともに、不適切な要素が含まれる場合は教育を通し、あるいは地域に働きかけ、地域の力を借りながら、改善していく努力も必要となってきます。

(1) 学校と関係機関・地域社会との連携の必要性

地域の関係機関には、様々な情報と機能があり、性に関する指導の素材を得ることができま。また、民間の団体や活動には、青少年の健全育成を推進しているものも多く、学校とそれらの団体や活動との連携・協力は、性に関する指導を効果的に行うのに有効です。

特に保健所、医療機関、そこで働く医師、看護師、保健師、助産師等は、児童生徒の健康の支援者であるだけでなく、性に関する諸課題の最新情報や地域の情報を持っているため、外部講師として性に関する指導を依頼する際、その知見を大いに発揮することが望まれます。また、教育センター、保健所・医療機関、警察、青少年センター等の関係機関は、専門家による相談体制が整っており、緊急時の連携先ともなりますので、事前に、各機関の役割や特性を理解した上で、日頃からの連絡体制を整備しておく必要があります。

(2) 学校と関係機関・地域社会との連携における配慮事項

学校と関係機関・地域社会との連携に当たっては、次のような事項に配慮する必要があります。

ア 学校が関係機関・地域社会との連携を図るに当たっては、学校として、指導の意義・内容・方法を確立しておくことが大切です。その上で必要に応じ適切な関係機関との連携を図ることが重要です。

イ 学校は、関係機関・地域社会の活動内容を踏まえ、全体として調和の取れた効果的な連携・協力が図れるよう留意する必要があります。

ウ 性に関する問題行動を起こした児童生徒や性的な被害を受けた児童生徒について、学校が警察や相談機関等との連携・協力を図る場合、性に関する問題は、該当児童生徒にとってセンシティブな内容であるため、その秘密の保持にはより一層配慮することが必要です。

エ 性に関する問題行動を起こした児童生徒の指導について、場合によっては時間的猶予が短く、機会を逸すると支援が難しくなる場合がありますので、学校だけで問題进行处理しようせず、適切な時期に関係機関へ協力を求めることも必要です。

オ 学校と関係機関が情報の共有化を図ることにより、問題意識の具体化と共通の目標が立てられます。その上で協力体制の整備や支援・協力の方策を考えます。プライバシーの保護を大切にしながら、児童生徒を成長させるために、それぞれの機関が連携することが大切です。

(3) 学校間の連携の必要性

性に関する指導は、幼稚園から、小学校、中学校、高等学校へと児童生徒の成長の課題に沿い、成長発達のいかなる発達段階においても支援を続けるという共通理解に立ち、問題意識の共有化を図るとともに、共通の目標をもち連携を進めなければなりません。

連携方法としては、面談・口頭による連携、文書等による連携、電話による連携等がありますが、情報交換をする際には、先入観にとらわれることなく事実即した情報を送ることが必要です。情報交換にかかわる者は、プライバシーの配慮と職業上の守秘義務のあることを常に念頭に置くことが求められます。

(資料 1)

香川県の相談機関等



香川県教育センター(高松市郷東町 587-1)

受付時間等	連絡先
来所相談 (予約制) 相談対象: 概ね 18 歳までの子ども、保護者、学校 (園) 関係者 相談時間: (月～金) 9:00～17:00 (第 2・4 土)13:00～17:00 ※年末年始・祝日除く	(予約受付)087-813-0945
子ども電話相談 相談対象: 概ね 18 歳までの子ども 相談時間: 9:00～21:00 (通年)	(子ども専用) 087-813-3119
子育て電話相談 相談対象: 概ね 18 歳までの子どもの保護者、家族、学校 (園) 関係者 相談時間: 9:00～21:00 (通年)	087-813-2040
24 時間いじめ電話相談 (24 時間、通年) 相談対象: 概ね 18 歳までの子ども、保護者、学校 (園) 関係者	087-813-1620
24 時間子供 SOS ダイヤル (24 時間、通年)	フリーダイヤル なやみ言おう 0120-0-78310
子どものネットトラブル相談 相談対象: 概ね 18 歳までの子ども、保護者、学校 (園) 関係者 相談時間: (月～金)9:00～17:00 ※年末年始・祝日除く	087-813-3850
メール相談・FAX 相談 (24 時間、通年) 相談対象: 概ね 18 歳までの子ども、保護者、学校 (園) 関係者 ※返信には時間がかかることがあります。	メールアドレス: kesoudan@kagawa-edu.jp FAX: 087-881-3272

福祉関係

受付時間等	連絡先
香川県子ども女性相談センター (高松市西宝町 2-6-32) 受付時間: 原則として 平日(月～金)8:30～17:15 ※緊急の場合は、時間外や土日・祝日であってもご相談ください。	087-862-8861
香川県西部子ども相談センター (丸亀市土器町東 8-526 中讃保健福祉事務所 2 階) 受付時間: 原則として平日(月～金)8:30～17:15 ※緊急の場合は、時間外や土日・祝日であってもご相談ください。	0877-24-3173
子どもと家庭の電話相談 (香川県子ども女性相談センター内) 受付時間:(月～土)9:00～21:00 ※祝日を除く	よいこに 087-862-4152
Eメール相談 メールアドレス: e-kodomo@pref.kagawa.lg.jp	
配偶者暴力相談支援センター (香川県子ども女性相談センター内) 受付時間:(月～土)9:00～21:00※年末年始・祝日を除く	087-835-3211【メール:要予約】 http://www.pref.kagawa.jp/kosodate/josei/ 【"e-mail で相談したい"を選択する】
精神保健福祉センター来所相談 (予約制) 相談時間: (月～金)8:30～17:15 ※年末年始・祝日を除く	087-804-5566
こころの電話相談 (精神保健福祉センター内) 相談時間: (月～金)9:00～16:30 ※年末年始・祝日を除く	087-833-5560
こころの電子メール相談 (精神保健福祉センター内) ※概ね 10 日間程度で返信します	メールアドレス: kokorosoudan@pref.kagawa.lg.jp

医師会・警察等

受付時間等	連絡先
かがわ妊娠 SOS (高松市浜ノ町 73-4 香川県医師会館内 運営組織 香川県産婦人科医会) メールアドレス: soudan@kagawa-ninshinsos.com	
性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」 相談時間: (月～金) 9:00～20:00 (土) 9:00～16:00 ※年末年始・祝日を除く ※上記以外の時間は、国が設置するコールセンターにつながります。	087-802-5566 または#8891
性的少数者 (LGBT) 電話相談 (高松市番町 4 丁目 1-10 香川県総務部人権・同和政策課) 相談時間: 第 1 月・第 3 土曜日 18:00～21:00 (年末年始を除く)	087-832-3222
性的少数者 (LGBT) メール・SNS 相談 (プライド香川) ①メール相談 (info@proud-kagawa.org) 24 時間受付 ※原則として 1 週間以内に返信します。 ②ライン相談 (@proud-kagawa) 毎月 1 回 3 時間程度 詳細は、プライド香川の HP に掲載参照	
性的少数者 (LGBT) メール・SNS 相談 (あしたプロジェクト) ①メール相談 (ashipro.life@gmail.com) ②Facebook 相談 (https://www.facebook.com/ashipro.life/) ③Twitter 相談 (@ashipro7830) 24 時間受付 ※原則として 1 週間以内に返信します。	
少年相談専用電話 (高松市番町 4 丁目 1-10 県警察本部人身安全・少年課) 相談時間: (月～金)9:00～17:00 ※祝日を除く	087-837-4970 (少年サポートセンター) 0877-33-3015 (中讃少年サポートセンター)
性犯罪被害専用相談電話 (ハートフルライン) (高松市番町 4 丁目 1-10 県警察本部広聴・被害者支援課) ※24 時間対応 (土日、祝日及び執務時間外は香川県警察本部当直員が対応)	#8103 (ハートさん) *一部の IP 電話等の種類によっては、つながらない場合があります。 上記番号でつながらない場合には、 0120-694-110 若しくは 087-831-9110 (FAX 兼用) におかけください。

(資料 2)

性に関する諸課題の現状

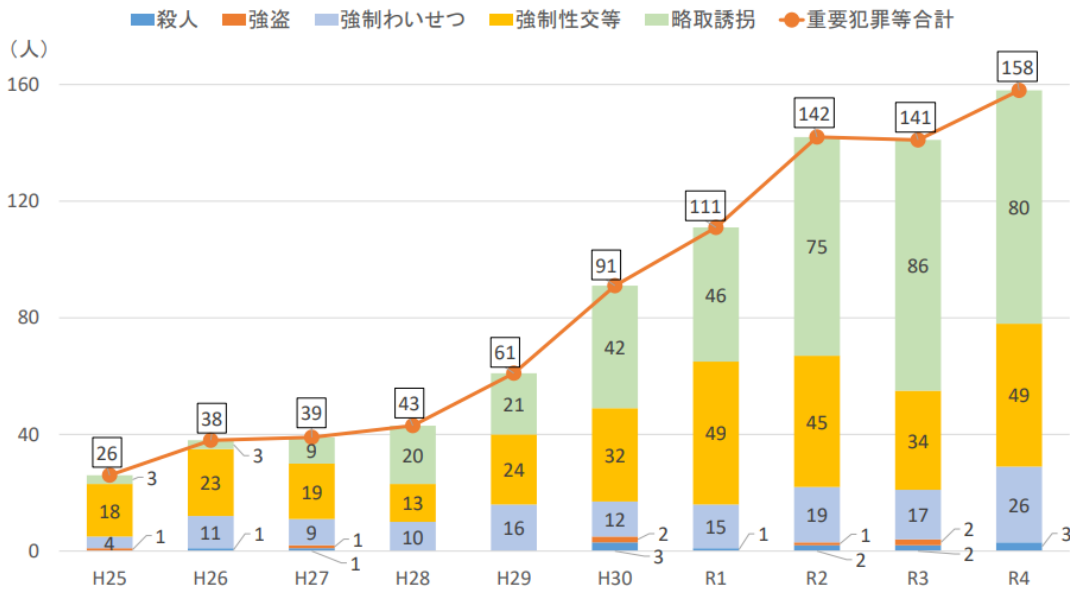
(全国・香川県等)



情報機器の普及に伴う課題

【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移

全国



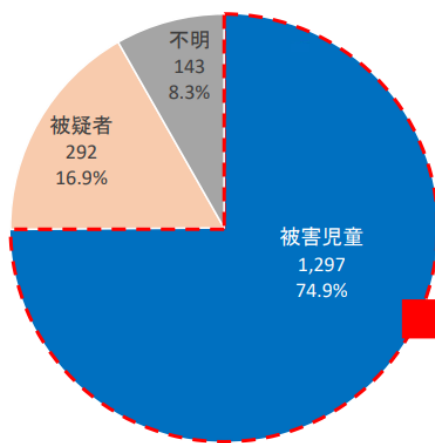
※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制的性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

令和4年におけるSNSに起因する事犯のうち、重要犯罪等の被害児童数は、158人であり、前年から12.1%増加した。

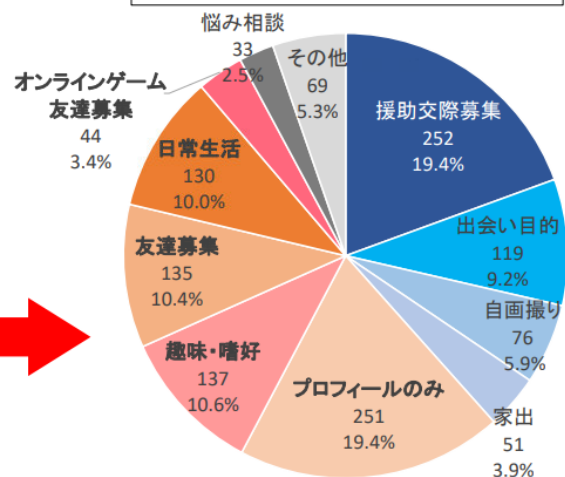
【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳

全国

最初に投稿した者



被害児童(1,297人)の投稿内容の内訳



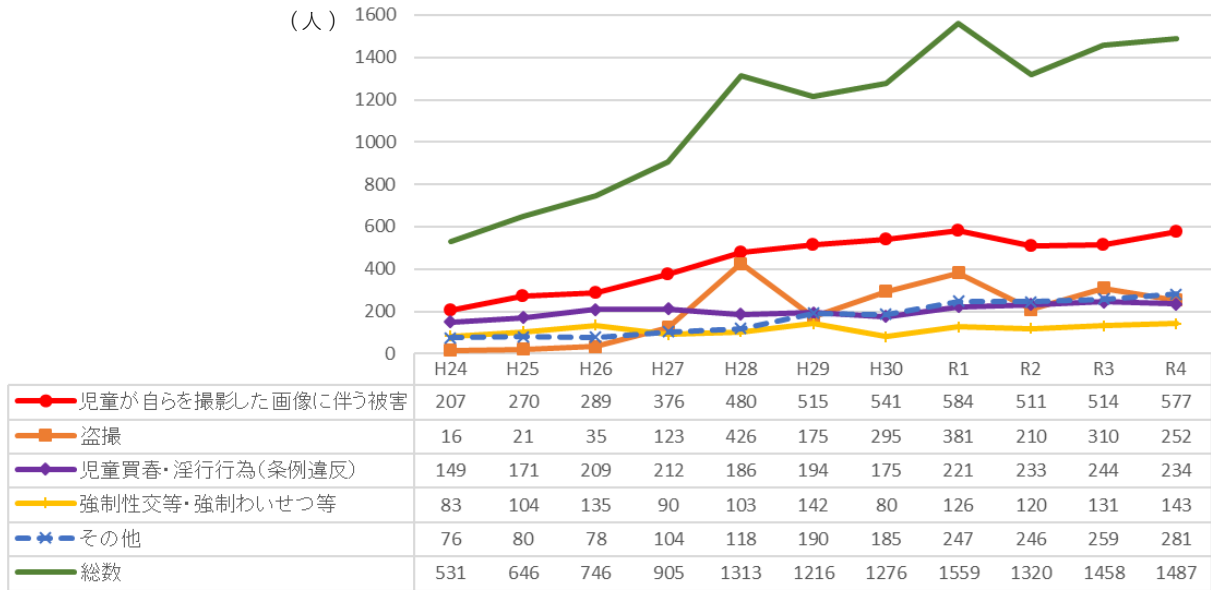
※ 投稿には、文章や画像、動画のほか、ライブ配信等を含む。
 ※ 投稿内容は、被害児童からの聞き取りによるもの。
 ※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制的性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が74.9%を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」や「趣味・嗜好」、「友達募集」、「日常生活」、「オンラインゲーム友達募集」で半数以上(53.7%)を占める。

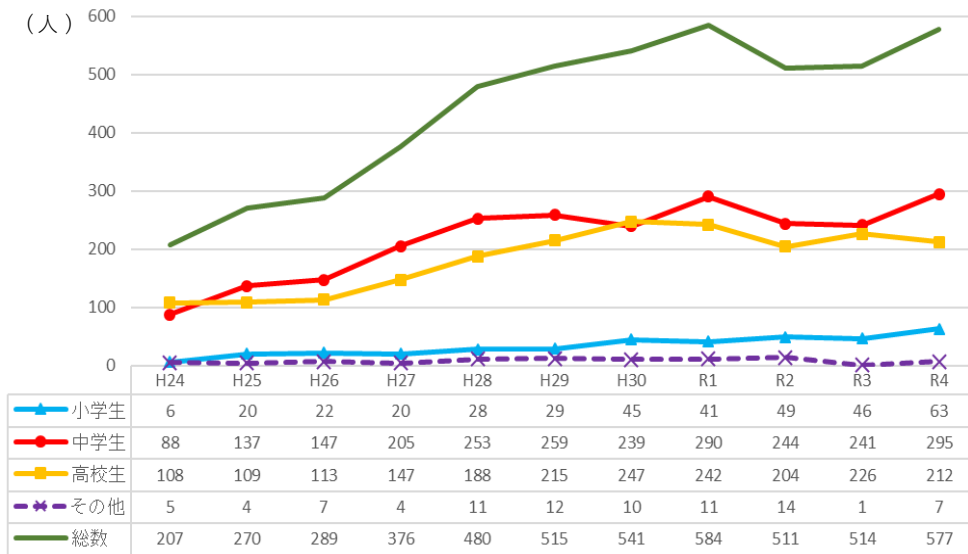
出典：「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」警察庁

○ 児童ポルノ事犯における被害態様別（製造手段別）の推移（全国）

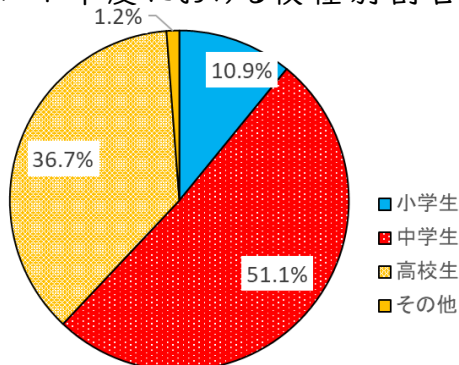


出典：「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」警察庁

○ 児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童生徒の推移（全国）

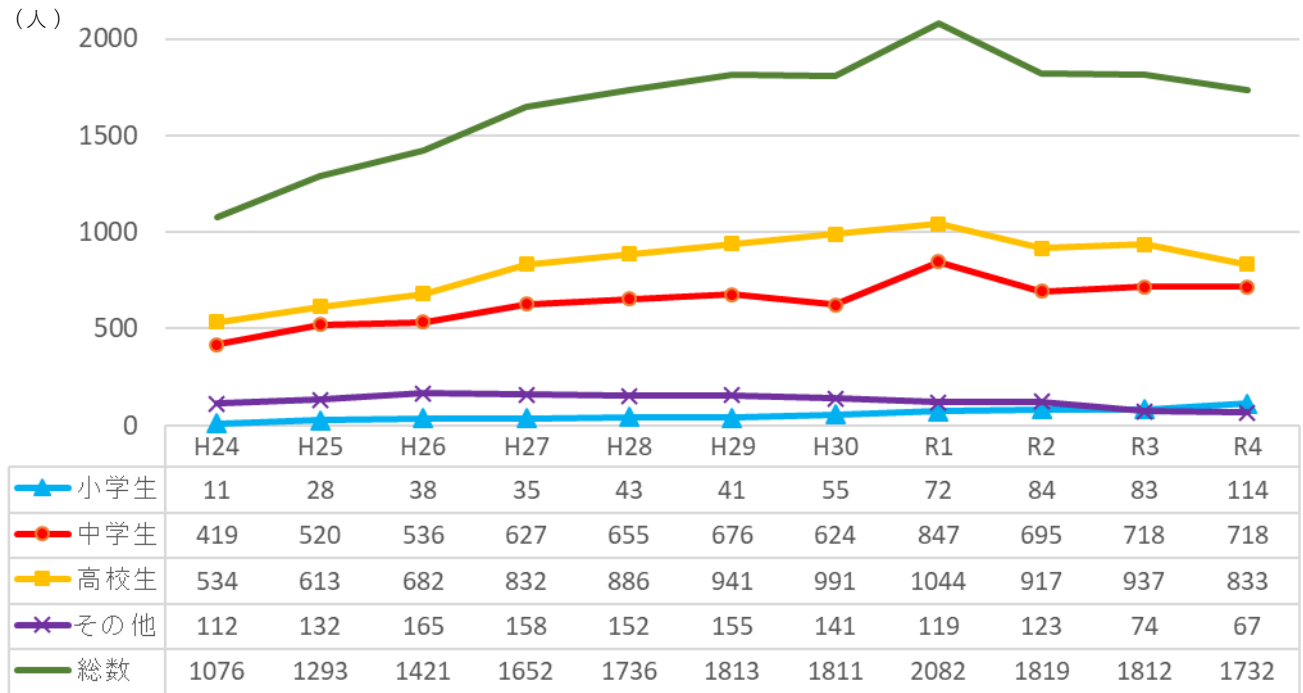


令和4年度における校種別割合（全国）



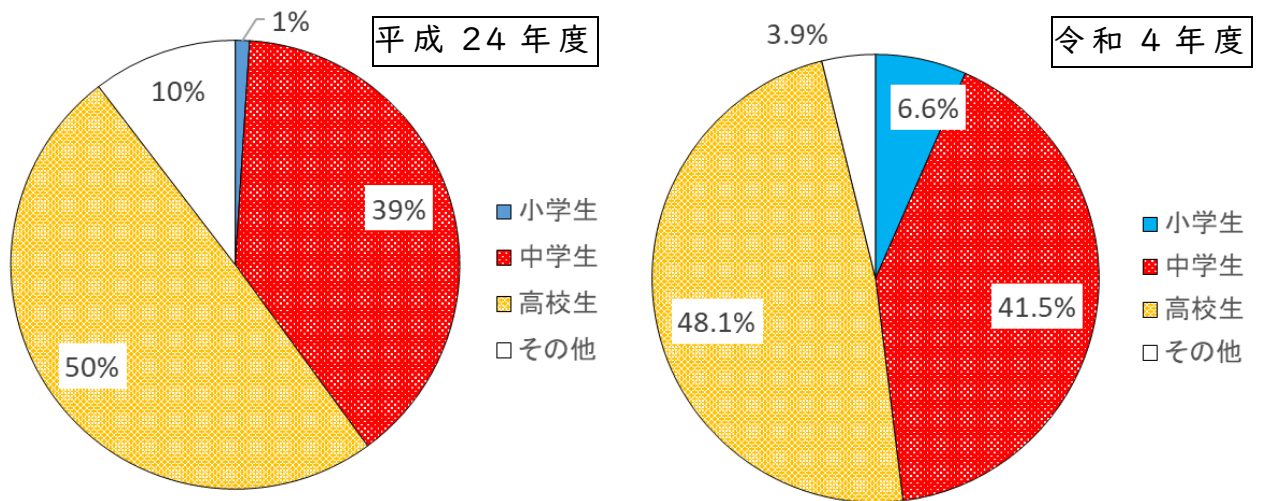
出典：「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」警察庁

○ SNSに起因する事犯に係る学職別の被害児童生徒数の推移（全国）



出典：「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」警察庁

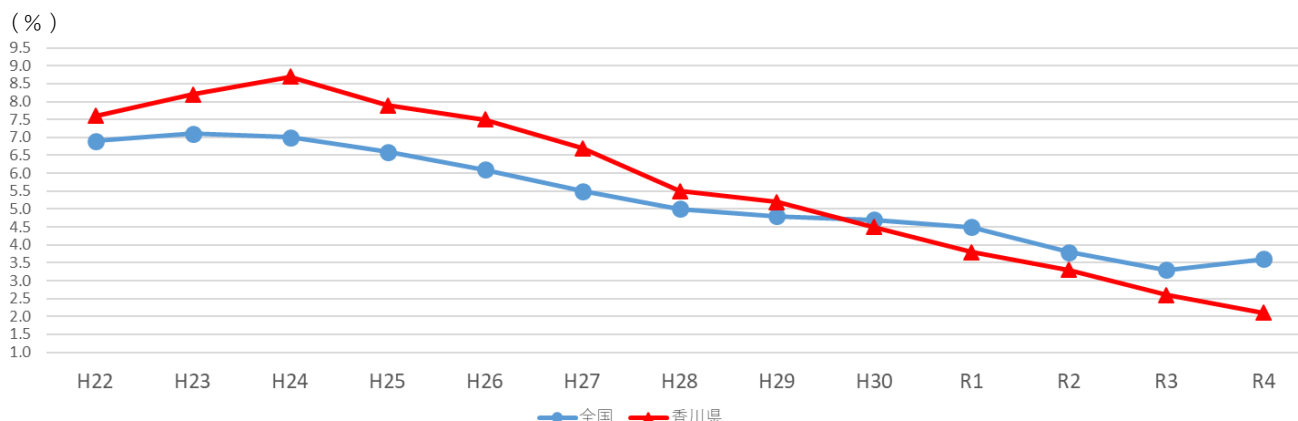
○ SNSに起因する事犯に係る学職別の被害児童の校種別割合の比較（全国）



出典：「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」警察庁

妊娠・出産に伴う課題

○ 20歳未満の人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）



人工妊娠中絶実施率は、近年各年代で減少傾向ですが、10代でも一定数が見られます。10代での人工妊娠中絶は心身の健康に様々な影響をもたらすことも少なくありません。

また、年齢別にみた周産期死亡率によると、20歳未満や30代後半以降で高くなっています。年齢と妊娠・出産のリスクには関連があることについても、あらかじめ理解しておく必要があります。

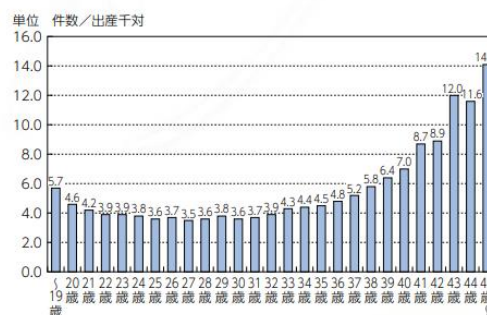
●医学的に、男女の加齢により妊娠しにくくなるといわれています

- ・精子は思春期以降日々つくられますが、卵子は胎児のうちに一生分がつくられ、出生後に新たにつくられることはありません。
- ・精子は加齢とともに徐々につくられる数が減少し、運動性が低下することが指摘されています。また卵子は加齢とともに数が減少するなどの理由により、おおむね30代後半以降となると妊娠しにくくなるといわれています。不妊に対する治療を受けても、女性の年齢が高いほど出産に至る可能性は低くなることが指摘されています。

●年齢と妊娠・出産のリスクには関連があることが指摘されています

- ・お母さんの年齢別に周産期（妊娠満22週以降から、出生後1週間未満の時期）の胎児・新生児の死亡率を見ると、20歳未満や30代後半以降で高くなっています（図）。
- ・受精卵が着床し、妊娠が成立しても、その後にお母さんに高血圧などの合併症が起こったり、お母さんと赤ちゃんをつなぐ胎盤の異常が起こったりすると、お母さん・赤ちゃん両方の命にかかわることがあります。

年齢別にみた周産期死亡率
(平成19～23年の平均値)

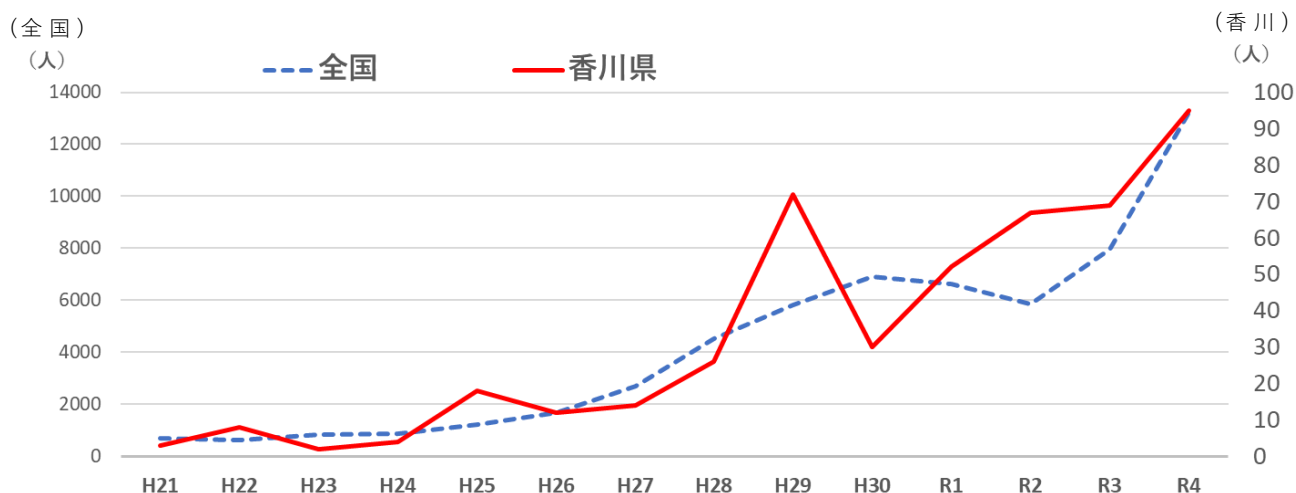


注：周産期死亡率は、1年間の周産期死亡数（妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児死亡数（生後1週間未満の死亡数））を1年間の出産数（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）で割ったもの（出産千対）。（厚生労働省人口動態統計の特別集計を基に母子保健課にて作成）

出典：「健康な生活を送るために（令和2年度版）【高校生用】」文部科学省

性感染症に関する課題

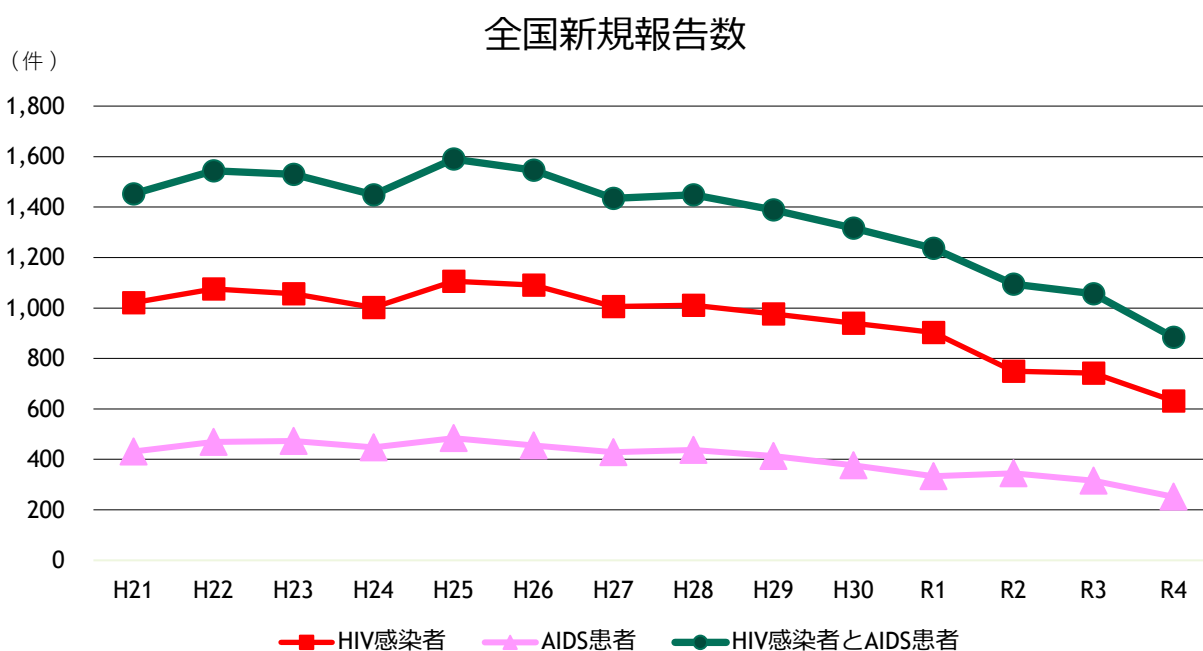
○ 梅毒患者届出状況（全国と香川）



届出数は全体数が増加しており、香川県においてH24（10年前）と比較すると、約24倍増加（2人→49人）しています。20歳代は31倍（1人→31人）、30歳代は18倍（1人→18人）となっています。

出典：感染症発生動向調査事業

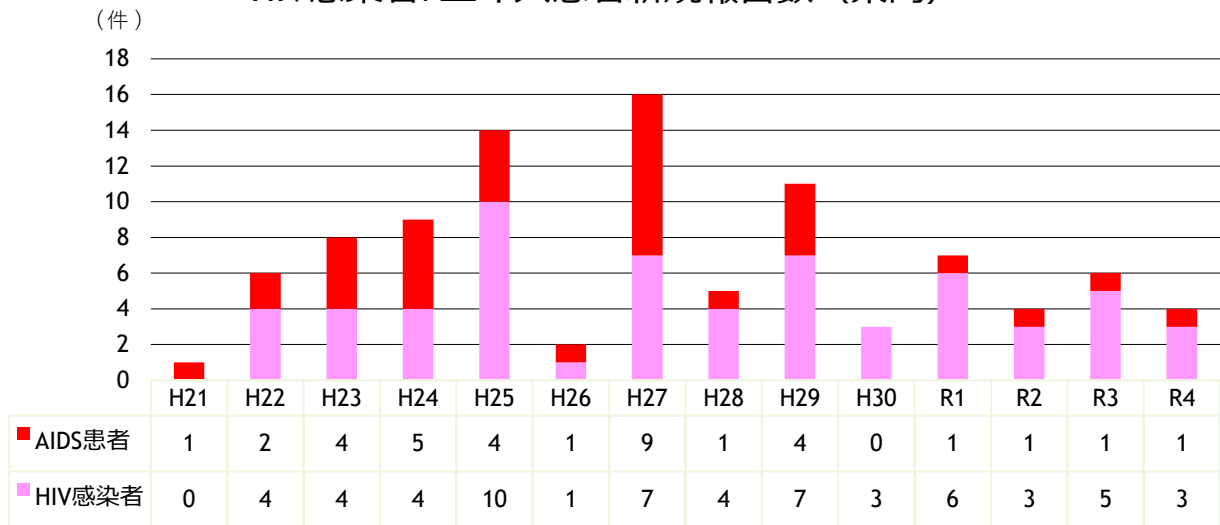
○ 新規 HIV 感染者・エイズ患者報告数（全国）



出典：厚生労働省エイズ動向委員会

○ 新規 HIV 感染者・エイズ患者報告数（県内）

HIV感染者/エイズ患者新規報告数（県内）



■ HIV感染者 ■ AIDS患者

出典：感染症発生動向調査事業

(付録)

「性に関する指導」と

「生命（いのち）の安全教育」

「性に関する指導」と「生命（いのち）の安全教育」はそれぞれ目標が異なりますので、それぞれの指導や教育の実施が必要となります。しかし、例えば、「生命（いのち）の安全教育」として文部科学省が示している「自他の尊重」や「水着に隠れる部分」等の指導内容は、「性に関する指導」においても、取り扱う内容でもあります。

そのため、各学校の状況に応じ、教科横断的な指導が必要となります。生命の安全教育の推進に当たっての留意点は、性に関する指導の推進にも該当する点が多くありますので、参照しつつ、それぞれの指導の充実を図ってください。

1 取組強化及び推進の経緯

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、国は令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を進めてきました。

子どもたちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）というメッセージを、強かに発信し続けることが重要です。

本県では、性に関する指導を充実させるとともに、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校において「生命（いのち）の安全教育」の推進としていきます。

2 目標

児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

3 概要

- 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施する。
- 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指す。

ア 対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高等学校

※ 特別支援教育では、障害のある児童生徒の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施する。

イ 実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状態を踏まえて、教材・指導の手引を活用しつつ、生命（いのち）の安全教育を実施する。このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施する。

ウ 各段階におけるねらい（概要）

発達段階		ねらい（概要）				
幼	稚	園	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようになっていく。			
小 学 校	低・中学年	自分と相手の体を大切にできる態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。				
	高学年	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。				
中	学	校	性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。			
高	等	学	校	性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。		
特	別	支	援	学	校	障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

4 生命（いのち）の安全教育の推進に当たっての留意事項

● 教材「生命（いのち）の安全教育」の使用について

文部科学省作成の教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられる。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するよう留意することが必要である。

また、授業、指導に当たっては、教材の一部を活用することも可能である（例：プール指導時に該当部分を切り出して説明、各教科等の授業において関連するスライドを活用等）。

● 児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント

【事前準備・相談を受けた場合の対応方法】

- ・ 授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けた、受けていることを開示してきた場合の対応を事前に検討しておく必要がある。
- ・ 被害開示を受けた場合、児童生徒が安心して話せる場所で、最初の段階では「誰に何をされたか」を聞き取り、最後に「話してくれてありがとう」と伝える。詳細については無理に聞きすぎず、必要に応じて専門機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応する。また、家族や、学校の他教員、専門機関にどこまで情報を共有してよいかについて、本人に同意をとる。
- ・ 聞き取りの際、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避け、「どういうことで」に言い換える。（例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）
- ・ 被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうため、感情的な対応にならないよう留意する。
- ・ 他の教職員に同じ話を聞かれて、被害体験を思い出させられることはトラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまう可能性もあるた

め、もう一度同じ話を聞くことは避ける。聞き取りの際は、児童生徒が信頼できる複数の教職員（スクールカウンセラー含む）が対応することが望ましい。

【被害児童生徒の心身の回復に向けた支援】

- ・ 被害児童生徒は、心身に大きな傷を負い、寝られない・食べられない等の身体症状や様々なトラウマ反応が現れることがある。教職員は、性暴力の被害者にそのような反応が起きることを理解した上で、被害児童生徒に対して自然な反応であることを伝え、不安をやわらげることが心のケアにつながる。また、スクールカウンセラーと連携して対応することが重要である。
- ・ 被害児童生徒の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童生徒の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを、理解することが重要である。

● 指導上の配慮事項

指導に当たっては、各段階における指導上の留意点のほか、以下の点にも配慮する必要がある。

【家庭で性暴力被害等の経験がある児童生徒への対応】

- ・ 家庭で被害経験（性暴力被害のみならず、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトの被害を含む）がある児童生徒は、「自分の体も相手の体も大切」等の内容を理解、実践できない可能性がある。
- ・ 当該の児童生徒については、家庭の養育環境を含む他の要因があることを考慮に入れて、児童相談所等の専門機関と連携して対応することが重要である。

【外国人児童生徒への配慮】

- ・ 挨拶の際の行動や、距離感等の考え方が、文化によって異なる場合がある。外国人児童生徒の文化的な背景に十分配慮し、外国人児童生徒の行動が他の児童生徒からの非難の対象となったり、外国人児童生徒の自尊感情を低下させたりするようなことがないようにする必要がある。

● 保護者への対応（小学校以降）

- ・ お便り等を通じて保護者に対して、事前に授業のねらいや内容について伝え、授業後もその様子を伝える。
- ・ 授業後に保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて児童生徒への聞き取りや専門機関の紹介を行う。
- ・ 授業の保護者の参観については学校の判断とするが、参観を可能とすることも考えられる。

※ 幼児教育及び特別支援教育における保護者への対応のポイントは、文部科学省作成「生命（いのち）の安全教育」の「指導の手引き（幼児期）」及び「指導の手引き（特別支援教育）」を参照。

5 各発達段階におけるねらい（生命（いのち）の安全教育）

<p style="text-align: center;">幼 児 期</p>	<p>○自分の体は自分だけのものであり、大切にすること。</p> <p>○自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識すること。</p> <p>※水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。</p> <p>○自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身に付けられること。</p> <p>○自分の体と同様に、相手の体も大切にすること。</p> <p>○相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを意識すること。</p>
<p style="text-align: center;">小 学 校</p> <p style="text-align: center;">低・中 学 年</p>	<p>○自分の体も他の人の体も大切であることを理解できるようにする。</p> <p>○自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、大切なところを守るルールを理解できるようにする。</p> <p>※水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。</p> <p>○自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようにする。</p> <p>○自分と他の人を大切にすることを養う。</p>

<p style="text-align: center;">高 学 年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自分と他の人の大切なところ(「水着で隠れる部分」等)を守るルールを理解できるようにする。 ※水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。 ○心と体には距離感があるという認識を身に付け、他の人の気持ちを尊重した意思決定と行動選択ができるようにする。 ○距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 ○SNS で見えない相手とつながることの危険について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようにする。 ○お互いの気持ちを尊重し、よりよい人間関係を構築しようとする態度を養う。
<p style="text-align: center;">中 学 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。 ○距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 ○性暴力の例や背景を理解し、デート DV、SNS で見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。 ○お互いの気持ちを尊重し、よりよい(望ましい)人間関係を構築しようとする態度を養う。
<p style="text-align: center;">高 等 学 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。 ○距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 ○性暴力の例、背景、現状のデータを理解し、デート DV、SNS で見えない相手とつながることの危険性、セクシュアルハラスメント、JK ビジネスについて考え、安全な意思決定ができるようにする。 ○二次被害の例や背景を理解し、被害者の気持ちを尊重して、二次被害が起きないための発言や行動ができるようにする。 ○お互いの気持ちを尊重し、よりよい(望ましい)人間関係を構築しようとする態度を養う。
<p style="text-align: center;">(卒高 業等 直学 前校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○性暴力が起こる背景や、現状のデータ、具体的な事例を通して、性暴力について正しく理解できるようにする。 ○性暴力の被害に遭いそうになったとき、もしくは被害に遭ったときに取るべき行動を理解し、適切に対応できるようにする。 ○性暴力の加害者・傍観者にならないようにするために、性暴力は決して許されないものであることを理解し、適切な意思決定ができるようにする。

特別 支援 学校	<p>○自分と相手の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できる。</p> <p>○「じぶんのからだ」も「ほかのひとのからだ」も大切であることを理解し、安全な意思決定や、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。</p> <p>○嫌な触られ方をしたときや、自分の心と体が守られていないと感じたとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができる。</p> <p>※ただし、知的発達の状態により習熟度は異なるため、指導者においては上記を参考に一人一人の児童生徒に対する指導目標を検討することが必要である。</p>
----------------	---

6 「性に関する指導」と「生命（いのち）の安全教育」の計画的な実施に向けて

(1) 教科、特別な教科「道徳」との関連から

「性に関する指導」及び「生命（いのち）の安全教育」が学校教育全体を通して教科横断的に指導されることから、教科等と関連させた指導が考えられます。その際、授業の導入場面において、これまでの経験を想起したり具体的場面をイメージしたりすることや、授業の終末において、学習した内容をまとめたり、新たな状況を想定して話し合ったりすることが考えられます。

例えば、小学校で「体の発達」では、思春期になると体に変化が起こることを学んだ後に、「生命（いのち）の安全教育」の教材を使用して、水着でかくれる部分は自分だけの大切なところであることや、自分の体は自分だけのもので一番大切なものであることを確認することで、思春期の体の変化を正しく認識することにつながります。

また、中学校「心身の機能の発達と心の健康」で、生殖に関わる機能の成熟に関する学習の後や、高等学校「生涯を通じる健康」で、性意識と性行動の選択についての学習の後に、「生命（いのち）の安全教育」の教材を使用して、よりよい人間関係について考えたり、事例を用いて話し合ったりすることで、実際にどのような問題が起こりうるのか理解するとともに、どのような対応をすればよいか正しい行動選択を身に付けることにつながることが考えられます。

また、特別な教科「道徳」では相互理解、寛容等の価値について取り扱う際に、「生命（いのち）の安全教育」の教材を使用して、人との距離感やよりよい人間関係について考え

たりすることを通して、それぞれの個性や立場を尊重する態度を培うことにつながると考えられます。

(2) 特別活動等の関連から

「性に関する指導」が学校教育全般を通して行われることから、特別活動の内容と関連して指導されることが多く想定されます。また、特別活動が、学校教育における望ましい集団生活や体験的な活動を通して、実際の社会で生きて働く社会性を身に付けるなど、児童生徒の人間関係形成能力をはぐくむ活動であることから、「生命(いのち)の安全教育」を通しての指導が効果的になります。

まず、学級活動やホームルーム活動において、より良い生活をつくろうとしたり、他者と協働して課題を解決しようとする態度を育成する際の具体的な事例として、「生命(いのち)の安全教育」の教材を使用した活動が考えられます。

例えば、小学校で「基本的な生活習慣の形成」について学習する際には、「生命(いのち)の安全教育」の「自分だけの大切なところ」の教材を使用して、自分の体の大切な部分に具体的に気付かせることができ、その部分を清潔に保つことや大切にすることにつなげることができます。また、中学校で「適応と成長及び健康安全」について学習する際には、「生命(いのち)の安全教育」の教材を使用して、よりよい人間関係を築くための具体的な手立てや、思春期の不安や悩みとその解決方法について正しい理解と認識を持つことができ、男女相互の理解と協力することの大切さや、望ましい人間関係の確立につながることが考えられます。

次に、学校行事等と関連させ、その行事の目的を達成するための指導の一環として、「生命(いのち)の安全教育」の実施が考えられます。

例えば、小学校「自分だけの大切なところ」の内容であれば、水泳学習が始まる前での指導が想定されます。水着で隠れる部分の大切さを動画やイラスト等で指導し考えることで、自分の体は全てが大切であることを学ぶことにつながり、自分だけの大切なところを守るためのルールを考え、それを守ろうとする意識につながります。

また、中・高等学校「性暴力とは？」の内容であれば、長期休業前に注意すべき点として指導することも考えられます。誰もが性暴力の被害者にも加害者にもなりうる可能性があること理解するだけでなく、そうならないための正しい行動の在り方と共に、被害にあった場合の対応についても理解することで、より重大な案件になってしまうことを防ぐことにもつながります。

この他にも、教育活動全般をとらえて関連性を考えることで、より効果的な指導につながることから、今後、教科等と関連した指導を、事例集として積み重ねていきます。